

# WTO譲許表の修正及び訂正に関する確認書

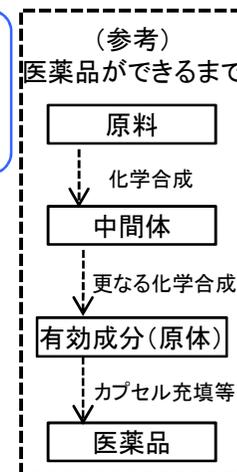
## (医薬品関税撤廃)

### ■ ポイント

1. 特定の医薬品関連製品の関税を撤廃するため、WTO協定に含まれる我が国の譲許表を修正。
2. 医薬の有効成分286品目と中間体349品目が新たに関税撤廃の対象となる。

### 【経緯】

- ウルグアイ・ラウンド交渉時に、世界の医薬品貿易量の9割を占める国(日本、米国、EC(当時)等22か国)の間で同一の医薬品関連製品の関税を撤廃することに合意。
- 医薬品関税撤廃の対象品目は、日々進められる新薬の開発に併せ、新しい成分の関税撤廃を進めるため、これまでに3回見直しが実施され(1997年、2000年、2007年)、今次が4回目の見直し(日本、米国、EU、カナダ等33カ国が参加。)



### 【譲許表の主な修正内容】

#### 関税撤廃の対象品目の追加

今回の見直しで関税撤廃の対象に追加される主な製品には、診断用薬、抗ウイルス薬、抗がん剤、抗糖尿病薬等の製造に使用されるものが含まれる。  
(例) (抗糖尿病薬)アログリプチン、シタグリプチン  
(抗悪性腫瘍剤)ニロチニブ、ダサチニブ

これまでに既に関税が撤廃された品目  
7650品目



今次見直しで追加される品目  
635品目

### 【関税撤廃の効果】

- 国際貿易の促進
- 医療の進歩への貢献

1. 医薬品関連製品に係る国際貿易が促進され、各国国内での安価な医薬品の入手が可能
2. 医薬品の製造・開発の際の原材料にかかるコストの削減